

相川町商工会 主催

# 消費税 インボイス制度・軽減税率対策セミナー

10月1日から、消費税が10%へ引き上げられ、軽減税率制度もスタートしました。それに伴い、2023年10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入されることになりました。導入後については、消費税を納める必要のある企業や個人事業主はもちろん、免税事業者においても影響が考えられます。このセミナーでは、今後導入されるインボイス制度を中心に事業者の皆さんに分かりやすく解説します。ぜひご参加ください！

**日時** 令和元年 12月17日（火）19:00～

**会場** 相川町商工会館 2階

**内容**

- 軽減税率制度について
- 帳簿及び請求書等の記載と保存
- 消費税額の計算と税額計算の特例
- 適格請求書等保存方式（インボイス制度）について
- 消費税の免税事業者の対応について など

**講師** 新潟県商工会連合会エキスパート・バンク登録講師

NICO 新潟県よろず支援拠点コーディネーター

タツキ タイスケ  
税理士 辰喜 太輔 氏



**参加費** 無料

**申込み** 相川町商工会までお電話（0259-74-3236）へ  
いただくか、下記の申込書にご記入の上、  
FAX（0259-74-3237）してください。  
準備の都合上、12月13日（金）締切とさせていただきます。

12/17 消費税 インボイス制度・軽減税率対策セミナー参加申込書

相川町商工会 行（FAX：0259-74-3237）

事業所名

参加者氏名

※申込期限：12月13日（金）